

北上市学校給食費規則等の一部を改正する規則

(北上市学校給食費規則の一部改正)

第1条 北上市学校給食費規則(令和元年北上市規則第15号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(学校給食費の額)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(学校給食費の納付等)</p> <p>第7条 学校給食費負担者は、第4条の規定により算定した学校給食費の額を、市長が定める方法により10期に分割し、学校給食の提供を受ける日の属する年度の5月から翌年2月までの各月の末日(12月にあつては、28日)までに納付しなければならない。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)第13条に規定する教育扶助を受けている者及び北上市児童生徒就学援助費支給規則(平成26年北上市規則第10号)第5条の規定により就学援助の支給対象者の認定を受けた者で、<u>学校給食費の代理納付又は現物給付を受けているものを除く</u>。</p>	<p>(学校給食費の額)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>第1項の規定にかかわらず、小学校に在籍する児童の食単価は、零とする。ただし、次に掲げる児童を除く。</u></p> <p>(1) <u>生活保護法(昭和25年法律第144号)第13条に規定する教育扶助を受けている保護者等に係る児童</u></p> <p>(2) <u>その他特に市長が必要と認める児童</u></p> <p>(学校給食費の納付等)</p> <p>第7条 学校給食費負担者は、第4条の規定により算定した学校給食費の額を、市長が定める方法により10期に分割し、学校給食の提供を受ける日の属する年度の5月から翌年2月までの各月の末日(12月にあつては、28日)までに納付しなければならない。ただし、<u>第4条第3項本文の規定により学校給食費の額が零となる者及び生活保護法第13条に規定する教育扶助を受けている者を除く。</u></p>

2・3 [略]

様式第1号（第5条関係）

[略]

学校給食費負担者 住所
氏名

[略]

[略]

承諾事項

1 北上市学校給食費条例及びこれに基づく規則で定めるところにより学校給食費を納入すること。

2 学校給食費を滞納した場合は、北上市の組織間で滞納に関する情報を共有すること。

様式第2号（第5条関係）

[略]

学校給食費負担者 住所
氏名

[略]

様式第3号（第10条関係）

[略]

学校給食費負担者 住所
氏名

[略]

様式第3号（第10条関係）

2・3 [略]

様式第1号（第5条関係）

[略]

申込者 住所
氏名

[略]

[略]

様式第2号（第5条関係）

[略]

届出者 住所
氏名

[略]

様式第3号（第10条関係）

[略]

届出者 住所
氏名

[略]

様式第3号（第10条関係）

[略]	[略]
<u>学校給食費負担者</u> 住所 氏名	<u>届出者</u> 住所 氏名
[略]	[略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(北上市学校給食費規則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 北上市学校給食費規則の一部を改正する規則（令和6年北上市規則第48号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 新規則第4条第1項の規定にかかわらず、令和7年度に限り、中学校に在籍する生徒に係る一食単価は、310円とする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 新規則第4条第1項の規定にかかわらず、令和7年度及び<u>令和8年度</u>に限り、中学校に在籍する生徒に係る一食単価は、310円とする。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。